

居宅介護支援重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1 居宅介護支援センターぶどうの木の概要

事業者名	居宅介護支援センターぶどうの木
住所	〒602-8164 京都市上京区千本通出水下る十四軒町405番地 ルミエール聚楽 A-1 号
京都市指定事業者番号	2670200720
主なサービス提供地域	北区（雲ヶ畑、小野郷、中川学区以外）、上京区、中京区、左京区（久多、大原学区以外）、右京区（京北第一、京北第二、京北第三学区以外）、下京区、東山区
管理者	池邊 義一
介護支援専門員	担当：

2 職員体制

	資格	常勤	非常勤	常勤換算人数	業務内容
管理者 兼 主任介護支援 専門員	主任介護支援 専門員	1名		1名	管理業務（兼務） 介護支援業務
主任介護支援 専門員	主任介護支援 専門員	1名		1名	介護支援業務

3 営業時間及び電話番号

平日	午前9時00分～午後6時00分（ただし祝日・12月30日～1月3日を除く）
電話番号	075-366-8822
携帯電話番号	080-4568-2100

4 利用料金

(1) 利用料

基本料金（1ヶ月につき）

	要介護1・2	要介護3～5	備考
居宅介護支援費（Ⅰ）	11,620円	15,097円	担当利用者数45件未満の場合
居宅介護支援費（Ⅱ）	5,820円	7,532円	担当利用者数45件以上、60件未満の場合
居宅介護支援費（Ⅲ）	3,488円	4,515円	担当利用者数60件以上の場合

【各種加算について】

初回加算	3,210円	新規担当時又は 要介護2段階上昇時
------	--------	----------------------

※ 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、指定居宅介護支援を行った場合に算定します。

入院時情報連携加算	(Ⅰ) 2,675円 (Ⅱ) 2,140円	1月につき 病院等に訪問または文書で情報提供した場合に算定可。 (Ⅰ)(Ⅱ)は同時算定不可。
退院・退所加算	(Ⅰ)イ 4,815円 (Ⅰ)ロ 6,420円 (Ⅱ)イ 6,420円 (Ⅱ)ロ 8,025円 (Ⅲ) 9,630円	入院・入所期間中連携3回の算定は1回以上カンファレンス等に参加した場合に限る。入院期間中1回を限度。初回加算と同時算定は不可。 イ カンファレンス参加なし ロ カンファレンス参加あり
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140円	1月に2回を限度
通院時情報連携加算	535円	1月に1回を限度
ターミナルケアマネジメント加算	4,280円	1月に1回を限度

【各種加算についての説明】

入院時情報連携加算

（Ⅰ）ご利用者が病院または診療所に入院してから、介護支援専門員が入院日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供をおこなった場合に算定します。

（Ⅱ）ご利用者が病院または診療所に入院してから、介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合に算定します。

退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたり医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定します。退院退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加します。

緊急時等居宅カンファレンス加算

医療機関の求めにより、医療機関の医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービス、地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定します。※1月に2回が限度です。

通院時情報連携加算

利用者の通院に同行し、主治医との情報連携を行った場合を評価した加算です。月1回に限り50単位が算定されます。

ターミナルケアマネジメント加算

終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況を記録し、主治医やサービス事業者に提供した場合に算定されます。

なお、要介護認定を受けられた方は、上記利用料金については、介護保険より全額給付されますので自己負担はありません。

しかし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合には、1ヶ月につき上記の表に基づいた料金を徴収し、当事業所からサービス提供証明書を発行します。この証明書を後日、市町村の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

（２） 交通費

通常のサービス提供地域を超えた所から 片道10km以上150円が必要です。

(3) コピー代

サービス実施記録等のコピー費用 1枚につき10円です。

(4) 解約料について

解約をご希望の方につきましては、ご自由に解約をすることができます。なお、解約の際には解約料等の料金は発生しませんのでご安心ください。

5 提供する居宅介護支援サービスの内容

- ・居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ・要介護認定等の申請代行及び認定調査
- ・給付管理業務
- ・その他、居宅介護支援業務に関連する内容

6 居宅介護支援の目的及び方針

(1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、高齢者の皆さんが自立した生活を送ることができるように努めるとともに、高齢化に伴い介護が必要な方々に対して、介護相談、生活相談を公正中立に行うことを目的としています。

(2) 運営の方針

高齢者の皆さんが要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その方の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して業務を行います。

(3) 事故発生時の対応

事故が発生した場合は速やかに、関係ご家族及び市町村へ連絡します。

(4) その他

アセスメントの方法及び ご利用者様への支援体制	アセスメントは「TAI」により、ご利用者様の直面している課題等を把握、分析し、ケアプラン作成を行います。また、介護保険制度以外にも、成年後見制度等への利用支援や各種施設への入所支援も行います。
----------------------------	--

7 居宅介護支援に係る事業所の義務について

・居宅サービス計画の作成にあたってご利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス原案の位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の

説明を求めることが可能であること等につき十分に説明を行います。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得させていただきます。

・ご利用者が病院又は診療所に入院する場合には、ご利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における退院支援に資するとともに、退院後の在宅生活への円滑な移行支援を行うことにもつながります。よって、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、ご利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、ご利用者又はそのご家族に対し事前に求めさせていただきます。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼させていただきます。

・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等からご利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

・介護支援専門員は、ご利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、ご利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

・障害福祉サービスを利用されてきた障害者の方が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害者福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めてまいります。

8 サービス内容に関する相談・苦情

窓口担当者	センター長 池邊 義一
受付時間	平日 午前9時00分～午後6時00分
電話・FAX 番号	〈電話〉 075-366-8822 〈FAX〉 075-366-8862
受付方法	面接、電話、FAX 等

※ 公的機関においても、苦情申し出等ができます。

京都市上京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	〈所在地〉〒602-8511 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地 (上京区総合庁舎内) 〈電話番号〉075-441-5107
京都市北区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	〈所在地〉〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町33-1 (北区総合庁舎内) 〈電話番号〉075-432-1366
京都市中京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	〈所在地〉〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 (中京区総合庁舎内) 〈電話番号〉075-812-2566
京都市左京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	〈所在地〉〒606-8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2 (左京区総合庁舎内) 〈電話番号〉075-702-1071
京都市右京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	〈所在地〉〒616-8511 京都市右京区太秦下刑部町12 (SANSA 右京新右京区総合庁舎内) 〈電話番号〉075-861-1430
京都市下京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	〈所在地〉〒600-8588 京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町606-8 (下京区総合庁舎内)

	〈電話番号〉 075-371-7228
京都市東山区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	〈所在地〉 〒605-0862 京都市東山区清水5丁目130-8 (東山区総合庁舎南館内) 〈電話番号〉 075-561-9187
京都府国民健康保険団体連合 会 介護保険課 介護管理係 相談担当	〈所在地〉 〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620 COCON 烏丸内 〈電話番号〉 075-354-9090 〈FAX 番号〉 075-354-9055

9 当法人の概要

名称	合同会社イケベソーシャルサポートシステム
代表者氏名	代表社員 池邊 義一
所在地	〒615-0064 京都市右京区西院久田町21番地1 レックスシティ京都西院612号
電話・FAX 番号	075-321-5901

10 緊急時における対応方法

営業時間中に病状の急変などがあった場合には、速やかにご利用者の主治医もしくは救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

11 秘密の保持と個人情報保護について

利用者その家族等に関する秘密の保持について事業者はサービスを提供する上で知り得た秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

1 2 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を行います。
感染症対策に関する、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。

1 3 BCP（業務継続計画）について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、居宅介護支援の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

【事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて】

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時的に中断した場合であっても早期の業務再開をはかるためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、事業所における業務継続ガイドライン等を作成します。

1 4 認知症に係る取組の情報公表の推進

事業者の認知症対応能力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表していきます。

1 5 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の養護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

1 6 ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場におけるハラスメント防止に取り組み、介護支援専門員が働きやすい環境づくりを目指します。

17 カスタマーハラスメント対策

利用者及び家族等の関係者による介護支援専門員への暴力または乱暴な行為、暴言、過剰または不合理な要求、合理的範囲を超える時間的・場所的拘束、業務を妨害する行為や誹謗中傷、セクシャルハラスメント等の著しい迷惑行為、不当、過度な要求等は固くお断りいたします。口頭にて直ちに契約を解除する場合があります。

18 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

- ①前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ②前 6 か月間に作成したケアプランに位置付けたる訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

19 高齢者福祉サービス事業所における第三者評価の実施に対する取り組みについて

「第三者評価」はサービス事業所の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上・改善に寄与する事を主な目的としています。当事業所もサービスの質の向上・改善に繋がる気付きの場として、第三者評価を受診しています。

- ・ 直近の受診年月日 令和3年7月13日
- ・ 実施した評価機関の名称 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
- ・ 評価結果の開示状況 当法人ホームページにて公開しています。

<http://budounoki-kyoto.com/>

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

年 月 日

【事業者】居宅介護支援センターぶどうの木

【住所】京都市上京区千本通出水下る十四軒町405番地
ルミエール聚楽A-1号

【説明者】 _____ 印

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、これに同意して交付を受けました。

年 月 日

【利用者】

住所：

氏名： _____ 印

【署名代行者】

住所：

氏名： _____ 印

(利用者との続柄： _____)